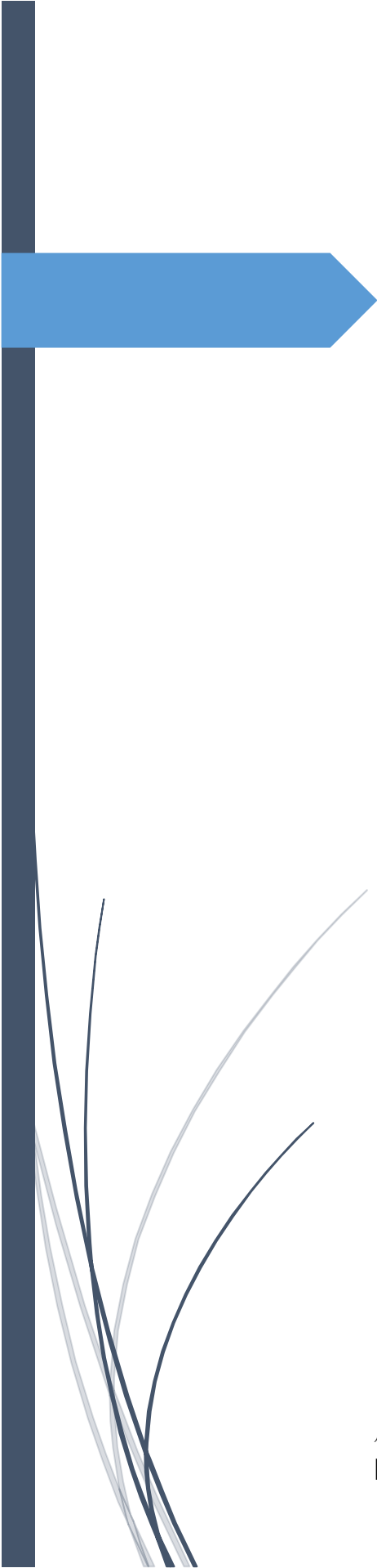




2021 年度事業報告書

居住支援の現状と課題

居住支援法人
NPO 法人アクティブライフ・サン

目 次

はじめに	2
1. 概要	3
2. 2021 年度の居住支援事業	4
(1) 相談内容	4
① 新規相談受付日	4
② 現住所	4
③ 年齢と性別	5
④ 相談経路	5
⑤ 支援を依頼した人	5
⑥ 現在の住まいの状況	6
⑦ 収入源	6
⑧ 同居人数	6
⑨ 配慮すべき課題	7
(2) 支援内容	8
① 受付と支援の流れ	8
② 居住支援(入居前の支援)	8
③ 生活支援(入居後の支援)	9
④ 支援の状況	9
3. 実施体制	11
(1) アクティブライフ・サン	11
(2) 関係機関との連携	11
(3) 連携居住支援法人グループ	11
4. 資料	12
(1) 相談受付票	12
(2) エンディングノート	13
(3) 死後事務委任契約	14
(4) 物件内覧チェックシート	15

はじめに

「地域共生社会の実現に向けて」

当法人は 2006 年の設立以来、難病や障害当事者、またその家族の支援活動を行ってきた。2017 年、改正住宅セーフティネット法施行に伴って大阪府の居住支援法人となり、2018 年から住宅確保要配慮者への支援を開始した。

改正住宅セーフティネット法は

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修や入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

の 3 つを柱としている。当法人は共生社会をめざして活動してきた理念にもとづき、「③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援」に取り組み、とりわけ単身高齢者、障害者や矯正施設退所者らへの支援を続けている。

居住支援を開始して 4 年が経過した今春、以前に相談を受けたある高齢者から電話が入った。前回是一方的な立ち退き要求を受けた相談者が不利にならないよう家主との交渉をサポートし、その後、相談者自身が物件を見つけて転居された。ところが、転居先の住まいで再び立ち退きを求められて困っているという相談だった。低所得で賃貸契約ができる物件にはこうしたリスクが伴うこともあるが、要配慮者自身がそれを見極めるのは難しい。あらためて、当法人が物件探しから転居まで支援を行うことになった。

相談者の孤独死に直面することもある。2021 年度、当法人が緊急連絡先となっていた方のうち 3 人が亡くなった。緊急連絡先に法的な責任は伴わないとされているものの、病院での緊急手続き、ご葬儀や遺品整理などに関わることになった。大家さんが契約に尻込みするのにはまさにこのような背景があるのだが、一法人でそれらをすべて支援するには限界がある。まさしく居住支援協議会などが力を発揮できるよう官民のネットワークを構築する必要がある。

当法人の居住支援の活動内容を記録することを目的に、この 2021 年度報告書をまとめた。連携事業所をはじめ多くの方のご協力に心から感謝している。私たちの居住支援、生活支援は一握りの人にしか届けることができず、小さな力にすぎないが、地域における居住支援の現状と課題が共有され、地域共生社会に向けた連携につながることを願う。

2022 年 7 月

NPO 法人アクティブライフ・サン

1. 概要

当法人では、4名の相談支援員(他事業と兼務)を配置し、協力機関と連携しながら相談対応にあたっている。居住支援の活動を開始してからの相談件数は2018年度の新規受付数が25件、2019年度48件、2020年度31件、2021年度41件となっている。

独居の高齢者の死後事務委任や介護、生活支援が必要な障害者など、物件の成約、転居後も生活支援・見守りを継続するケースが多い。相談支援の現状から見えてきた課題は次のようなものがある。

①広域的な相談対応

寄せられる相談は、大阪市、大阪府以外からのものも多く、公的機関から直接の相談、またはその紹介を受けての相談が多い。

②複雑な課題の調整

生活保護、障害、高齢、疾病、失業、家族関係その他複数の課題を抱えている方が多く、転居に至るまでの調整に時間がかかっている。そのため、支援に要した日数、支援回数は中央値で20日、5回となっており、100日を超える長期支援のケースもある。

③物件探しの困難さ

居住環境や、特に賃料などの時要件が相談者の希望合致する物件が少ないため、物件探しに大変時間がかかります。また、障害や要介護など相談者のニーズに応じた住まいを探す際は、書類確認だけでは不十分で、段差チェック等の現地確認が必要になることも、物件探しに時間がかかる要因です。

④審査と家賃保証、保険

住宅確保要配慮者との契約に向けて管理会社や家賃保証会社の理解を得ることが難しく、審査及び見守り等諸問題があり、契約までに時間がかかる。家賃債務保証制度は賃借人の側から希望しても応じてもらえない場合が多く、代替策が見つかっていない。

⑤緊急連絡先

緊急連絡先がないので支援してほしいというニーズは多いが、法人で緊急連絡先になることを認めないことが大半のため、スタッフ個人の携帯電話で対応せざるを得ない現状がある。緊急連絡先となっても法的責任を伴わないとされているが、実際には負担は大きいのが現状で、今後、居住支援協議会などによる組織的な対応が必要である。

⑥入居後の生活支援

独居の見守りや介護サービス提供の他に、死後事務委任や財産管理、その他専門職との連携が必要となる課題が多い。

具体的な内容は、次節以降をお読みいただきたい。

2. 2021 年度の居住支援事業

(1) 相談内容

2021 年 4 月～2022 年 3 月に新規に受け付けた相談は 46 件あった。そのうち当法人での居住支援の対象となったのは 41 件だった。

① 新規相談受付日

時期を問わず年間を通して新規相談があった。おおむね受付数は平均していたが、12 月は特筆して多く相談が寄せられており、「仕事がない、立ち退きを要求されている」など緊急性の高い相談が多かった。

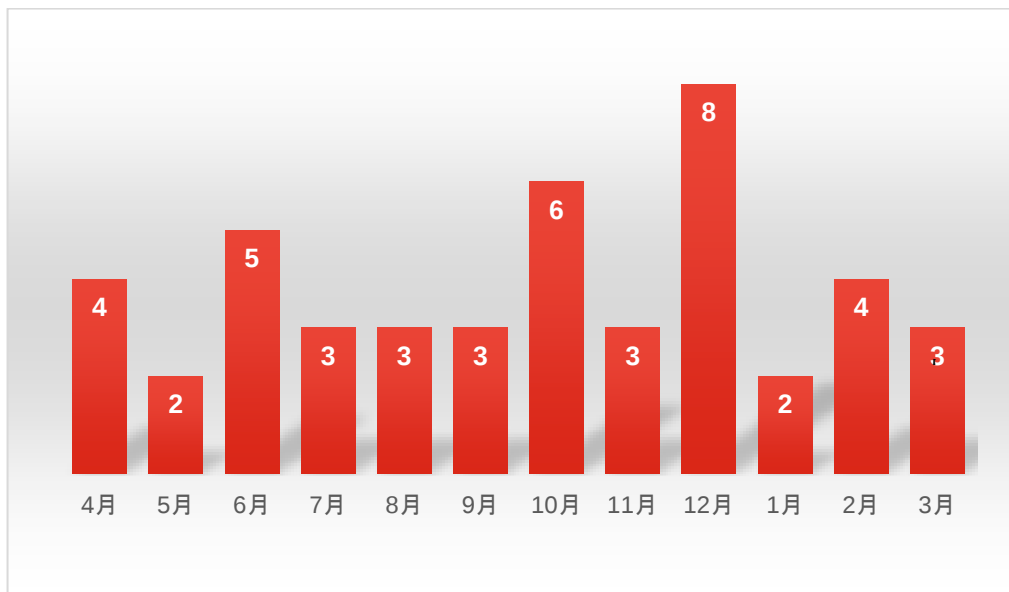


図1 月別の新規相談受付（グラフ中数字は人数）

② 現住所

相談者の現住所は、大阪市内が 29 人、大阪府内が 12 人、東京を含む大阪府外が 5 人であった。福祉施設や矯正施設の入所が 3 人あり、実家や友人宅に一時的に滞在中で住まいを探したいという相談もあった。

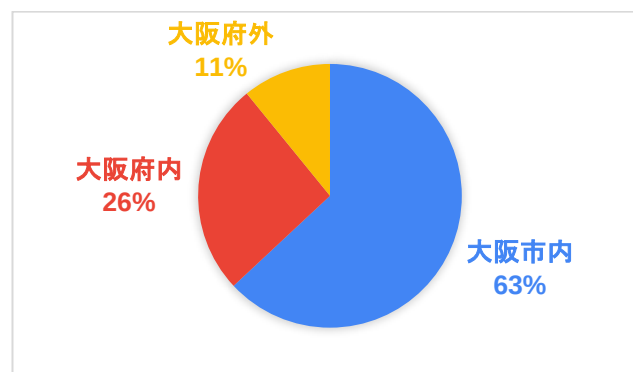


図2 相談者の住所

③ 年齢と性別

相談者の性別は女性が26、男性が20で、相談者の性別はやや女性が多かった。施設職員から匿名の相談など性別が不明になっているものもある。

相談者の年齢は20代から90代までとなっている。

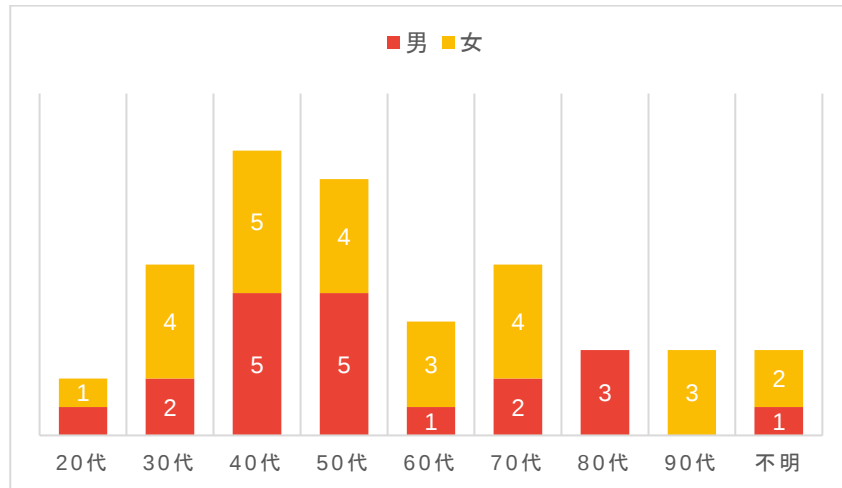


図3 相談者の年齢と性別(グラフ内数字は人数)

④ 相談経路

相談経路は、住宅担当課など自治体窓口からの紹介が14人でもっとも多く、地域包括支援センター7人、大阪市立住まい情報センター4人、保護観察所や保護施設などを合せて公的機関からの相談が全体の半数を超えている。

当団体のウェブサイトからは6人。近隣へのポスティングを行った結果、ちらしを見ての相談3人、過去の相談者の紹介による口コミもあった。グループホームの職員から入所者の相談を受けたものなど、分類できていないものもある。

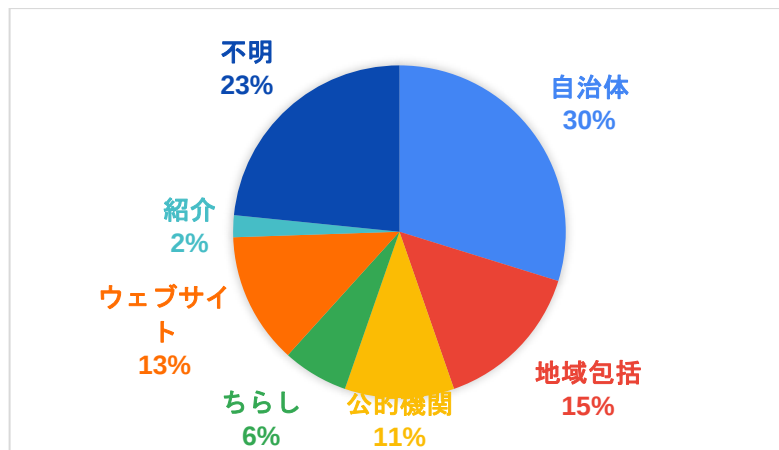


図4 相談経路

⑤ 支援を依頼した人

支援を求める本人からの相談がもっとも多いが、家族や親戚から連絡を受けた後に本人と面談して支援を始めるケースや、施設職員から、施設を出て暮らしたい利用者の住まいについて相談されるケースも少なくない。

⑥ 現在の住まいの状況

相談者の7割を超える33人は、賃貸住宅に居住しており、そのうち32人は集合住宅。持ち家は3人と少なく、すべて戸建て住宅であった。グループホームやサ高住、生活保護施設など施設入所中が4人、実家暮らしが2人、友人宅に間借りしているなどの仮住まい中が4人あった。

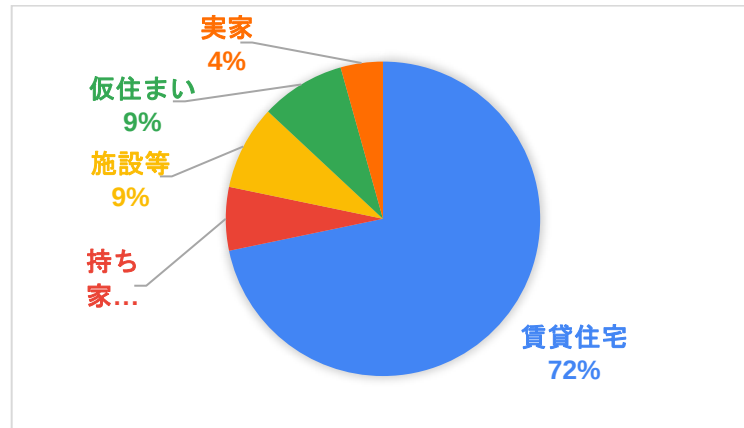


図5 現在の住まい

⑦ 収入源

もっとも多いのは生活保護で、相談者の約4割にあたる17人が生活保護を受給中か申請中であつた。また、老齢年金や障害年金など年金受給者は17人。このうち年金収入のみは6人で、多くは福祉的就労や生活保護受給その他、年金を補う収入を生活費にあてていた。相談者の9割は高齢、障害その他の理由から就労による収入はない。

就労による収入がある相談者は5人で、就労収入のみで生活しているのはそのうち3人(20代から40代)。70代と80代の2人はともに年金を受給中していた。

その他の内訳は、失業保険受給中、コロナ禍の影響で収入がなくなったなどであつた。収入が無いという人が8人あった。

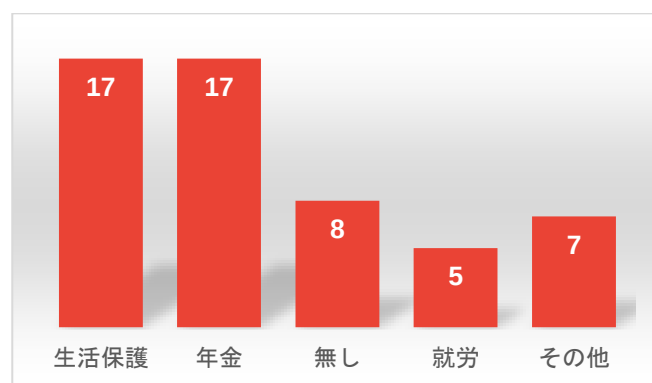


図6 収入源(グラフ内数字は人数)

⑧ 同居人数

相談者の8割が単身世帯であつた。その他の相談者もほぼすべてが、「家族と同居しているが、独立して生活するための住まいを探したい」「グループホームなどで共同生活中

だが、施設を出て地域で生活する家を探したい」など、単身で住むための住まい探しの支援を依頼する相談であった。

2人以上で住む家を探したいという希望は少ない。2人以上で住むことを希望しているのは高齢の親と子、障害児とその親など、介護のために同居が必要となるケースであった。

⑨ 配慮すべき課題



図7 配慮すべき課題(グラフ内の数字は人数)

相談者の大半は複数の課題を持っているため、グラフの数字の合計は相談者の人数より多くなっている¹。2021年度は、LGBT、外国人、被災者、犯罪被害者、児童養護施設出身者からの相談はなかった。

高齢者のうち半数には生活保護など低所得の課題があった。

障害は、身体障害 11、精神障害 7 となっているが、重複障害のケースもある。障害の他に高齢や生活保護などの課題も重なっていることも多い。

家族関係をみると、夫からの DV 被害や母子世帯などの他に、同居中の家族や、同居でないきょうだいや親族との関係の不和から転居を希望する相談があり、転居支援にあたって、家族関係の調整が求められることが少なくない。

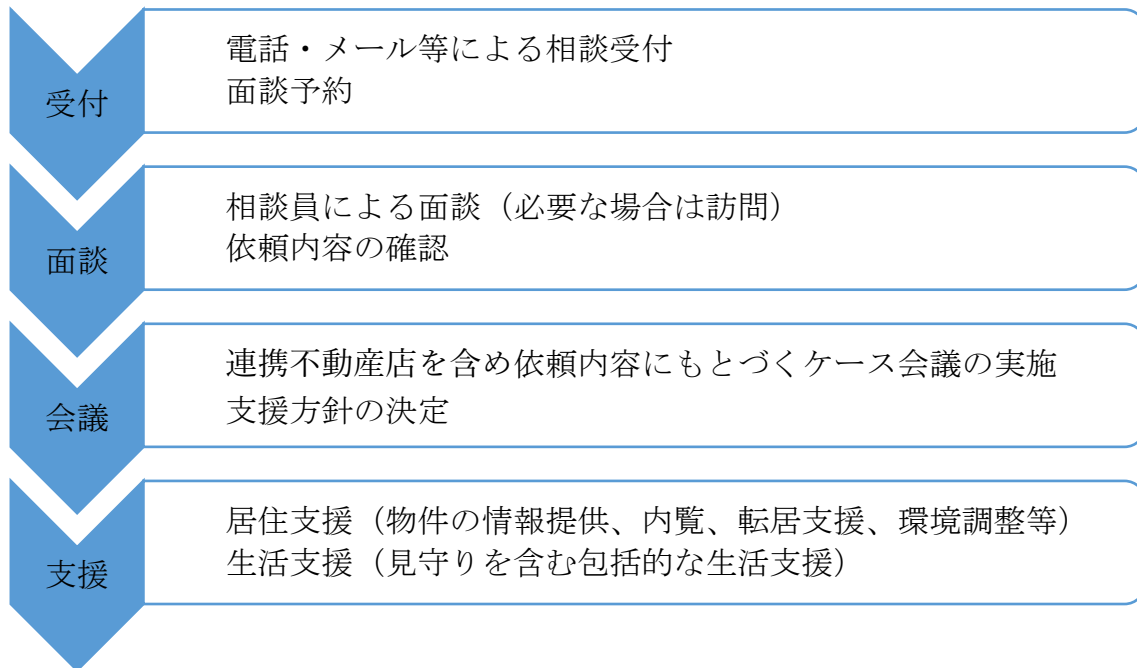
この他に、要介護や疾病など介護の課題を持つ相談者も 4 人あった。

なお、要配慮者の要件にあてはまらない相談者から賃貸契約の際の緊急連絡先を求めている相談もある。これらの相談者の多くが単身で、家族や友人の支援を受けにくく孤立していることがわかる。

¹当法人は国交省の居住支援法人補助事業を受けているが、補助事業の報告では、相談者の課題は「1つだけ」を選択することになっているため、図7のグラフに示した数字とは一致しない。上記の通り「高齢のため住まいが見つけれない」のように、配慮が必要な課題が1つだけという相談は少ない。

(2) 支援内容

① 受付と支援の流れ



② 居住支援(入居前の支援)

2021 年度は以下のような支援を行った。

●住まいに関する相談の対応

2021 年度新規受付分と 2020 年度からの継続案件をあわせて 49 人の支援を行った。なお、新規相談を受け付けた結果、初期費用のお金が無いので貸して欲しい、緊急連絡先だけが必要、面談の日に連絡なしで来所されなかった等の理由から支援実施に至らなかったケースもある。

●物件の紹介・不動産業者の紹介

面談を行い、相談者の現状と希望を確認した後、

- (1) 物件情報を収集
- (2) スタッフによる物件の現場確認
- (3) 相談者に物件情報を提供

の流れで調整を行った。「(2)物件の現場確認」は、段差や扉をはじめ書類や写真・図面だけでは読み取れない情報を現場で確認し、相談者が安心・安全に住むことができる物件として紹介できるかを見極める目的で行っている。(2)の確認を経て紹介物件を絞り込むため、(3)で相談者に紹介できる物件の選定ができるまで時間を要することが多い。

●支援プランの作成・必要なサービスのコーディネート

不動産店を通じて、家主・管理会社・家賃保証会社との調整(審査)、家賃保証、緊急連絡先、生活保護や障害年金申請、介護サービスの調整、転居、家財、生活用品購入の同行、その他必要なサービスを計画し調整サポートしている。

●内覧同行や賃貸借契約時の立ち会い

物件の内覧に同行し、貸主との調整や段差などのチェックポイントを相談者とともに確認するなどの支援を行う。車椅子利用者の物件内覧には福祉車両で対応。

●転居の支援

協力事業者と連携し、引っ越しや家財の搬入・搬出を支援。また、障害者や高齢者など必要な場合は、電化製品や生活用品の購入の同行その他も支援している。

●緊急連絡先の確保

緊急連絡先が見つからないため契約できないという相談もあり、当法人が緊急連絡先となって契約に至るケースもある（法人として緊急連絡先になることは認められないことが大半のため職員個人の携帯番号で対応）。緊急連絡先として法的な責任は無いとされているものの、家賃滞納、近隣トラブル、緊急時や死亡時など昼夜を問わず連絡が入ることが多い。地域包括支援センターなど他団体の協力が得られることもあるが、個人や一法人が緊急連絡先となることは大きな負担になっている。

●その他

事業所で借り上げて入居支援、シェルター等への一時的な入居支援は行っていない。また、支援ケースはすべて保証会社との契約を条件に入居しているため、賃貸借契約時の保証人の引き受けは行っていない。

i.

③ 生活支援(入居後の支援)

●見守りの支援

安否確認・緊急時対応など、希望者には定期的な見守りのための電話、適宜訪問を実施している。

●生活支援

介護事業所と連携し、希望者には介護サービスを提供している他、通院、障害認定や生活保護申請等の行政手続などについても同行支援をするなど、相談者に寄り添って支援を継続している。

④ 支援の状況

(支援の期間)

相談者への支援は最短 1 日で終了したものから、最長 134 日にわたる長期間になるものもあった。支援を行った期間の平均は 34 日間、中央値で 20 日であった。

(支援の回数)

相談者に行った支援回数は最小 2 回から最大延べ 42 回であった。支援回数の平均は 6.8 回、中央値で 5 回となった。

表 1 に、2021 年度の支援実績の一覧を示す（49 人のうち支援実績を記録している 44 人分を掲載）。

No.	年齢(年代)	性別	配慮を要する課題	初回	最終回	支援期間(日)	支援日数
1	不明	女	その他	2021/08/10	2021/08/17	7	2
2	20	女	障害(知的)	2021/7/13	2021/7/16	3	3
3	40	男	障害(精神)	2021/06/01	2021/06/02	1	2
4	70	女	高齢者	2021/1/16	2021/05/03	107	5
5	40	男	低所得者	2021/10/22	2021/10/25	3	2
6	30	女	母子・父子世帯, 生活保護世帯	2021/06/21	2021/08/06	46	7
7	40	男	障害(精神)	2021/6/10	2021/6/26	16	2
8	90	女	高齢, 低所得者	2021/12/20	2022/2/4	46	17
9	60	女	高齢, 家族関係	2021/4/28	2021/05/11	13	3
10	30	女	生活保護世帯	2021/12/28	2022/3/7	69	3
11	80	男	高齢、生活保護世帯	2022/3/9	2022/3/31	22	9
12	80	男	高齢、生活保護世帯	2021/10/29	2021/11/01	3	3
13	30	男	低所得者	2021/04/23	2021/05/10	17	2
14	40	女	生活保護世帯	2021/08/02	2021/8/7	5	4
15	30	男	生活保護世帯、	2021/04/21		1	1
16	30	女	障害(精神)	2021/10/23	2021/10/28	5	6
17	70	男	高齢, 障害(身体), 生活保護世帯	2021/07/03	2021/07/28	25	2
18	40	女	障害(身体)	2021/10/20	2022/3/3	134	19
19	70	男	障害(身体), 更生保護対象者	2021/10/28	2021/12/3	36	11
20	50	女	障害(身体), 生活保護世帯	2021/12/20	2022/1/20	31	2
21	60	女	DV被害者	2021/11/18	2021/11/30	12	3
22	60	男	障害(精神), 生活保護世帯, 家族関係	2021/12/3			1
23	50	男	障害(身体), 低所得者, 疾病	2021/11/1	2021/12/6	35	16
24	40	男	家族関係, 疾病, DV被害者	2021/09/25	2021/10/01	6	8
25	90	女	高齢、要介護 1	2021/06/06	2021/08/07	62	4
26	70	男	高齢, 障害(身体), 低所得者	2021/03/27	2021/04/01	5	3
27	50	女	障害(身体), 家族関係	2022/2/22	2022/4/18	55	29
28	50	男	疾病	2021/09/13			1
29	70	女	高齢, 障害(精神)	2021/06/07			1
30	30	女	障害(精神), 生活保護世帯	2022/2/24	2022/3/8	12	12
31	70	女	高齢	2021/10/09	2021/10/25	16	6
32	50	女	疾病	2022/1/4	2022/4/21	107	23
33	70	女	高齢, 生活困窮	2021/08/07			1
34	50	男	障害(身体)	2021/05/26	2021/10/07	134	6
35	50	女	障害(身体)	2021/6/15			1
36	30	男	障害(身体・精神) 生活保護	2022/3/9	2022/3/29	20	5
37	20	女	母子・父子世帯	2022/2/8	2022/2/15	7	3
38	70	女	高齢	2021/12/2	2021/12/2	0	2
39	50	男	障害(精神)、生活困窮	2021/4/2	2021/06/01	60	10
40	60	女	生活困窮	2021/07/08	2021/08/06	29	4
41	30	女	障害(精神), 家族関係	2021/12/28	2022/1/8	11	6
42	80	女	高齢, 生活保護世帯	2021/06/22	2021/06/29	7	3
43	80	男	高齢	2022/3/17	2022/3/22	5	2
44	40	女	子育て世帯, 母子・父子世帯	2021/11/08	2022/3/10	122	42

表 1 2021 年度の支援実績

3. 実施体制

(1) アクティブライフ・サン

居住支援員 4 名(兼務)

相談窓口開設時間 月曜日から金曜日の 10 時から 17 時

(2) 関係機関との連携

大阪府・大阪市、その他自治体

社会福祉協議会

地域包括センター

保護観察所

Osaka あんしん住まい推進協議会

など

(3) 連携居住支援法人グループ

なにわ住まいネット（仮称）

・大阪市市民生活支援センター

・株式会社ネクサス

4. 資料

(1) 相談受付票

アクティブライフ・サン相談受付票					
受付日			受付者		
■基本情報					
ふりがな			性別		
氏名			生年月日	年 月 日	
住所	〒				
電話	自宅			携帯	() —
E-mail					
緊急連絡先 主な関係者	氏名			相談者と の関係	☐ 家族(本人との続柄:)
	電話	() —			☐ その他()
■相談経路					
■要配慮					
■連携機関					
■現在の住まい					
■収入					
				月平均	円
■同居者と関係					
人	続柄・関係				
■相談の内容(困っていること、本人の希望の居住環境や支援)				■家族構成	

(2) エンディングノート

自分のこと(基本情報)の他、医療・介護の希望、お金など資産について、家族のこと、お葬式やお墓のことなどの様式を提供している。



エンディングノート

お名前

健康について

自分の健康状態についてまとめよう。
常用している薬やかかりつけ医などについても書いておくと、急病やもしもの時に役立ちます。

●体の指標

身長	体重	血液型
		A RH (+、-)

●アレルギーなど

--	--	--	--

●かかりつけの病院

病院名	担当医
診療先	診療科の 部署場所

●かかりつけの医師者

病院名	担当医
診療先	診療科の 部署場所

メモ

私の基本情報

自分に関する情報を書きましょう。

フリガナ					
名 前	生年月日	年	月	日	歳
血液型	干支	星座			
居住地					
本 籍					
TEL					
E-mail					
職場	名称				
	所在地				
TEL					

●生まれたときのこと

生年月日	
生まれた時間	
出生地	
名前由来	
名前をつけた人	
生まれたときの様子(体重など)	

メモ

●身分証明書

身分証明書の番号を控えておくと、紛失の際などに役立ちます。

名 称	記 号・番 号	保 管 場 所
健康保険証		
運転免許証		
マイナンバーカード		
住民票コード		
年金手帳		
パスポート		
介護保険証		
後期高齢者医療保険証		
その他		

現在かかっている病気

病名	薬
病院	(科・担当医:)

既往歴

病名	病院
病院	病院
病院	病院

アレルギー等

--	--

メモ

(3) 死後事務委任契約

死後事務委任契約書	
委任者	「以下「甲」という。」及び受任者 NPO 法人アクティブライフ・サン（以下乙という。）の嘱託により、次の行為に関する陳述の趣旨を継承し、この証書を作成する。
第 1 条 （契約の趣旨）	委任者甲と受任者乙とは、死後事務委任契約を締結する。
第 2 条 （委任者の死亡による本契約の効力）	甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委託者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとする。 2 甲の相続人は、前項の場合において、第 11 条記載の事由がある場合を除き、本契約を解除することはできない。
第 3 条 （委任事務の範囲）	甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下、「本件死後事務」という。）を委任する。 (1) 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬に関する事務 (2) 水代供養に関する事務 (3) 老人ホーム入居一時金等の受領に関する事務 (4) 行政官庁等への葬儀の事務 (5) 生活用品・家財道具等の遺品の整理・処分に関する事務 (6) 以上の各事務に関する費用の支払い (7) その他エンディングノート記載・ホームネット株式会社の「見まもっ TEL プラス」申込記載条件の遵守
第 4 条 （通夜・告別式）	前条の通夜及び告別式はエンディングノート記載に基づく
第 5 条 （水代供養）	第 3 条の納骨及び埋葬は、エンディングノート記載に基づく
第 6 条 （連絡）	甲が死亡した場合、乙は、速やかに甲が予め指定する親族等関係者に連絡するものとする。
第 7 条 （費用補償金の授受 「見まもっ TEL プラス」の加入預貯金を設定する場合）	甲は、本契約締結時に、ホームネット株式会社の「見まもっ TEL プラス」に加入するものとする。「見まもっ TEL プラス」の費用補償は、本件死後事務を処理するために必要な費用及び乙の報酬に充て充て当する。 2 乙は、甲に対し、前項の費用補償金（以下「費用補償金」という。）について、証書添付を発行する。
第 8 条 （費用の負担）	本件死後事務を処理するために必要な費用は、甲の負担とし、乙は、費用補償金からその費用の支払いを受けることができる。
第 9 条 （報酬）	甲は、乙に対し、本件死後事務の報酬を支払う。報酬は、費用補償金から本件死後事務を処理するために必要な費用を差し引いた金額とする。
第 10 条 （契約の変更）	甲又は乙は、甲の生存中、いつでも本契約の変更を求めることができる。
第 11 条 （契約の解除）	甲又は乙は、甲の生存中、次の事由が生じたときは、本契約の解除する事ができる。 (1) 乙が甲との信頼関係を破壊する行為をしたとき。 (2) 経済情勢の変動など本契約を達成することが困難な状態になったとき
第 12 条 （契約の終了）	本契約は、次の場合に終了する。 (1) 乙が死亡又は破産したとき。 (2) 甲がホームネット株式会社「見まもっ TEL プラス」の契約を途中解約破産したとき。
第 13 条 （報告義務）	乙は、甲に対し本件死後事務終了後 1 ヶ月以内に、本件関係者に死後事務に関する次の事項について書面を報告する。 (1) 本件死後事務につき行った措置 (2) 費用の支出及び使用状況報告 (3) 報酬の收受
第 14 条 （財産の寄付）	甲は、死後、甲の全ての財産を乙に対し寄付をする。
第 15 条 （売買）	乙は本契約の条項に従い、善良な管理者の注意を怠らない限り、甲に生じた損害について責任を負わない。
第 16 条 （証書添付の合意）	本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙は、本契約の趣旨に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。
第 17 条 （守秘義務）	甲及び乙は、本契約期間中もとり終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報について、相手方の承諾なく第三者に告知・開示・漏洩してはならない。
令和 年 月 日	甲住所 甲氏名 甲生年月日 乙住所 大阪市天王寺区寺田町2丁目6番2号 乙氏名 NPO 法人アクティブライフ・サン 代表理事 竹田 繁司

(4) 物件内覧チェックシート

内覧チェック表 担当	
日付	物件名
月 日	
建物入口	段差 ☐ 無 ☐ 有 ()cm ()段 ☐ スロープ ☐ 2階
エントランス	障害物 ☐ 無 ☐ 有 自転車 ビラ散布 他()
防犯	AL ☐ 有 ☐ 無 カメラ ☐ 有 ☐ 無 管理人 ☐ 常駐 ☐ 無人
郵便物	メールボックス ☐ 有 ☐ 無 宅配ボックス ☐ 有 ☐ 無
EV	() 基 幅 cm
廊下	障害物 ☐ 無 ☐ 有 自転車 他()
居室玄関	土間スペース 下駄箱 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 洗濯パン ☐ 給湯・電気設備
電気	☐ ALL電化 照明器具 ☐ 有 ☐ 無
ガス	☐ 都市ガス ☐ プロパンガス
給湯設備	☐ ガス ☐ 電気 箇所 ☐ 浴室 ☐ 台所 ☐ 洗面所 ☐ 洗濯
冷暖房設備	☐ 無 ☐ エアコン()台 配管スリーブ ☐ 有 ☐ 無
キッチン	☐ 流し台 ☐ システムキッチン ☐ 換気扇 ☐ フード ☐ 冷蔵庫スペース
コンロ	☐ 無 ☐ 電気 ☐ ガス ☐ IH ()口コンロ
浴室・トイレ	☐ ユニット ☐ セパレート ドレッサー ☐ 有 ☐ 無
ランドリー	☐ 洗濯パン ☐ 室外 ☐ コインランドリー ☐ 無
収納	☐ 無 ☐ 有 ☐ クローゼット ☐ 押入
ベランダ	☐ 無 ☐ 有()面 方位 ☐ 東 ☐ 西 ☐ 南 ☐ 北
	洗濯機置場 ☐ 有 ☐ 無 物干し設置 ☐ 有 ☐ 無
段差・扉	玄関→キッチン・リビング ☐ フリー ☐ ()cm
	扉 ☐ 無 ☐ 有 ☐ ドア ☐ スライド 幅()cm
	→居室① ☐ フリー ☐ ()cm
	扉 ☐ 無 ☐ 有 ☐ ドア ☐ スライド 幅()cm
	→居室② ☐ フリー ☐ ()cm
	扉 ☐ 無 ☐ 有 ☐ ドア ☐ スライド 幅()cm
	ユニット ☐ フリー ☐ ()cm 間口()cm ☐ ドア ☐ スライド
	脱衣室 ☐ フリー ☐ ()cm 間口()cm ☐ ドア ☐ スライド
	浴室 ☐ フリー ☐ ()cm 間口()cm ☐ ドア ☐ スライド
	トイレ ☐ フリー ☐ ()cm 間口()cm ☐ ドア ☐ スライド
	ベランダ ()cm

2022 年 7 月 31 日

発行 NPO法人アクティブライフ・サン
〒543-0045 大阪市天王寺区寺田町 2-6-2 東大阪ビル 4 階
TEL : 06-6775-1322 FAX : 06-6779-6002
mail : activelifesun@galaxy.ocn.ne.jp